

第21回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成30年3月29日（木曜日） 午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール（青学会館）3階「ナルド」

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	6
連結計算書類等	25
計算書類等	29

株 主 各 位

東京都港区南麻布二丁目12番3号
サイオス株式会社
代表取締役社長 喜多伸夫

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限 **平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで**



②電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合

お手元のパソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。当該ウェブサイトのご利用に際しては、35頁から36頁に記載の『インターネットによる議決権行使について』をご覧くださいませよう願ひ申し上げます。

行使期限 **平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分まで**

記

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール（青学会館）3階「ナルド」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

ご案内

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）において修正後の内容を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき1個とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結のときをもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>き た のぶお 喜 多 伸 夫 (昭和34年8月3日生)</p> <p>所有する当社株式の数 208,900株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>昭和57年4月 稲畑産業株式会社入社</p> <p>平成11年7月 ノーザンライツコンピュータ株式会社代表取締役社長</p> <p>平成14年1月 当社代表取締役社長</p> <p>平成18年3月 当社代表取締役社長最高業務執行役員（現任）</p> <p>平成20年2月 株式会社グルージェント取締役</p> <p>平成27年6月 BayPOS, Inc.取締役（現任）</p> <p>平成27年10月 SIOS Technology Corp.取締役（現任） Profit Cube株式会社取締役会長</p> <p>平成29年10月 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで代表取締役社長として当社グループを牽引し、豊富な経営経験に基づき、グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>再任</p> <p>おおつか あつし 大塚 厚志 (昭和42年7月4日生)</p> <p>所有する当社株式の数 134,900株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>平成3年4月 株式会社横浜銀行入社 平成4年10月 株式会社大塚商会入社 平成11年12月 当社取締役 平成12年9月 当社常務取締役 平成13年7月 株式会社アルファシステム代表取締役社長 平成14年7月 株式会社クォーク代表取締役社長 平成22年4月 当社専務執行役員 平成23年3月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成27年6月 株式会社キーポート・ソリューションズ取締役 平成29年3月 同社監査役（現任） Profit Cube株式会社監査役（現任） 平成29年10月 サイオステクノロジー株式会社監査役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの様々な事業の業務執行を牽引し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>
3	<p>再任</p> <p>もりた のぼる 森田 昇 (昭和38年9月18日生)</p> <p>所有する当社株式の数 3,700株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>平成15年12月 株式会社フィオシス・コンサルティング（現株式会社キーポート・ソリューションズ）代表取締役社長（現任） 平成16年5月 株式会社オーディーケイ情報システム取締役 平成20年6月 株式会社ビット・クルーズ代表取締役会長 平成25年3月 株式会社Fanet（現株式会社K-ZONE）取締役（現任） 平成27年5月 当社専務執行役員 平成27年10月 Profit Cube株式会社取締役 平成28年3月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成29年1月 Profit Cube株式会社取締役会長 平成29年3月 同社代表取締役会長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの様々な事業の業務執行を牽引し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> ふくだ たかし 福田 敬 (昭和23年12月3日生) 所有する当社株式の数 6,900株 当社との特別の利害関係 なし 取締役会出席回数 開催21回／出席21回	昭和46年 4月 日商エレクトロニクス株式会社入社 平成 8年 4月 NISSHO ELECTRONICS (U.S.A.) CORP.社長 平成 9年 6月 日商エレクトロニクス株式会社取締役 平成15年 6月 同社代表取締役専務執行役員 平成18年 8月 当社取締役 (現任) 平成23年 2月 SIOS Technology Corp.取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、IT業界において経営の経験が豊富であり、当社グループの経営に対し確かな助言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 福田敬氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 福田敬氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。
3. 社外取締役の独立性について
 福田敬氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結のときをもって11年7ヶ月間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、現行定款第31条の規定により福田敬氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
5. 上記候補者の有する当社の株式数は、平成29年12月31日現在のものであります。

以 上

(提供書面)

事業報告 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、IT産業における急速な市場環境の変化をリードし、中期経営戦略で掲げた更なる成長の実現に向け、「Fintech(*1)を含む新たな領域での新規事業創出」「継続的な研究開発投資」「コアビジネスの競争力強化」に取り組んでいます。

当連結会計年度におきましては、「Fintechを含む新たな領域での新規事業創出」として、連結子会社 Profit Cube株式会社（以下、PCI）が開発した金融機関向け収益管理システムの新技術に関する特許を取得しました。

「継続的な研究開発投資」では、パブリッククラウドでのシステム障害を自動復旧する「SIOS Coati」の提供を開始しました。

「コアビジネスの競争力強化」では、主力製品の「LifeKeeper(*2)」及びMFP向けソフトウェア(*3)製品の機能強化、クラウド向けオープンソースソフトウェア(*4)（以下、OSS）サービスの拡充等に努めました。

このような取り組みの結果、各セグメントの業績は、次のとおりとなりました。

(オープンシステム基盤事業)

「LifeKeeper」は、米州で大幅な増収となり、国内及びアジア・オセアニア地域でも順調な増収となりました。また、営業・マーケティングの強化により、Red Hat Enterprise Linux(*5)をはじめとするRed Hat, Inc.関連商品は堅調な増収となり、OSS関連商品も順調な増収となりました。これらにより、売上高は6,834百万円（前年同期比8.5%増）となりました。一方でセグメント利益は、商品販売の粗利率が低下したこと、広告宣伝費を積み増したこと等により、143百万円（同20.7%減）となりました。

(アプリケーション事業)

MFP向けソフトウェア製品の販売は、堅調な増収となりました。また、システム開発・構築支援も順調な増収となりました。一方で、金融機関を主要顧客とするアプリケーション製品の販売は、受注に遅れが生じており大幅な減少となりました。これらにより、売上高は5,636百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

セグメント利益は、利益率の高い金融機関向けアプリケーション製品の販売が大幅に減少したこと、また、システム構築支援における大型案件の利益率低下により、177百万円（同39.6%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は12,470百万円と前年同期比3.2%増となり、過去最高の売上高となりました。一方で利益面では、上述のとおり各セグメントで減益となったため、営業利益は320百万円（前年同期比32.4%減）、経常利益は326百万円（同16.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、PCIののれん及び顧客関連資産の減損損失800百万円を特別損失として計上したことにより、587百万円の損失（前年同期は254百万円の利益）となりました。当社グループの重視する経営指標であるEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は497百万円（同23.9%減）となりました。

（報告セグメントごとの売上高及び受注高）

報告セグメント	売上高	受注高
オープンシステム基盤事業	6,834百万円	6,917百万円
アプリケーション事業	5,636百万円	5,878百万円

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(*1) Fintech（フィンテック）

Finance（金融）とTechnology（技術）の融合による新たなテクノロジー。

(*2) LifeKeeper

本番稼働のサーバーとは別に同じ環境の予備サーバーを待機させ、万が一の障害の際には自動的に予備サーバーに業務を引き継がせる役割を担うソフトウェア。

(*3) MFP向けソフトウェア

プリンタ、スキャナー、コピー、FAX等複数の機能を搭載した機器をMFP(Multifunction Peripheralの略)という。MFP上で利用できる文書管理ソフトウェア「Quickスキャン」「Speedoc」等。

(*4) オープンソースソフトウェア

ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを無償で公開し、使用・改良・再配布ができるソフトウェア。

(*5) Red Hat Enterprise Linux

オープンソースソフトウェア&サービス・プロバイダーRed Hat,Inc.が開発するLinux OS。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は26百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 吸収分割の状況

平成29年10月1日付で、当社のグループ管理事業以外の全ての事業を、当社子会社のサイオステクノロジー株式会社に吸収分割により承継させました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

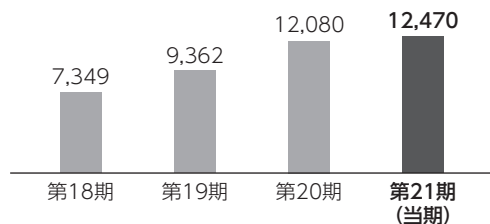
区 分	第 18 期 (平成26年12月期)	第 19 期 (平成27年12月期)	第 20 期 (平成28年12月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売 上 高 (千円)	7,349,565	9,362,562	12,080,144	12,470,303
親会社株主に帰属する当期 純利益金額又は当期純損失 金額 (△)	16,570	△186,364	254,494	△587,188
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	1.89	△21.67	29.56	△68.11
総 資 産 (千円)	3,651,958	5,642,680	5,256,168	4,849,194
純 資 産 (千円)	1,615,176	1,414,031	1,647,593	1,076,808

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第18期及び第19期の企業集団の財産及び損益の状況の推移については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

売上高

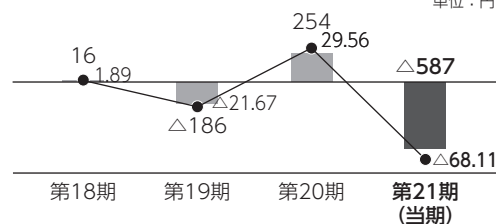
単位：百万円



親会社株主に帰属する当期純利益

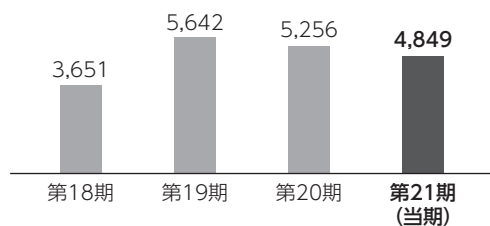
単位：百万円

● 1株当たり当期純利益
単位：円



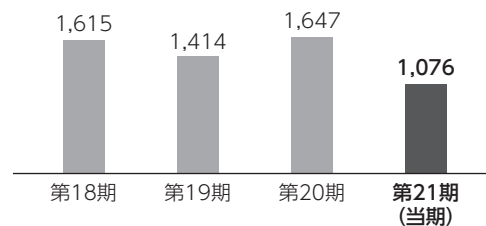
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



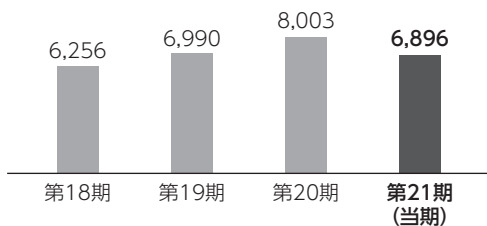
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成26年12月期)	第 19 期 (平成27年12月期)	第 20 期 (平成28年12月期)	第 21 期 (当 事 業 年 度) (平成29年12月期)
売上高及び営業収益 (千円)	6,256,061	6,990,010	8,003,694	6,896,588
当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (千円)	151,753	△109,433	△7,172	△614,361
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	17.30	△12.73	△0.83	△71.26
総 資 産 (千円)	3,549,580	4,752,550	4,629,170	2,786,067
純 資 産 (千円)	1,926,488	1,776,243	1,789,768	1,207,447

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第18期及び第19期の当社の財産及び損益の状況の推移については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
 3. 当社は、平成29年10月1日付で持株会社体制へ移行しております。持株会社体制への移行に伴い、従来「営業外収益」に計上していた関係会社管理業務に関する「業務受託料」及び「関係会社経営管理料」は、第21期より「営業収益」に含めて計上することに変更したため、第20期の「売上高及び営業収益」については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

売上高及び営業収益

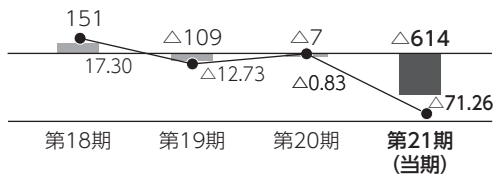
単位：百万円



当期純利益

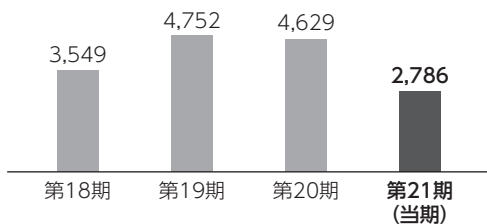
単位：百万円

● 1株当たり当期純利益
単位：円



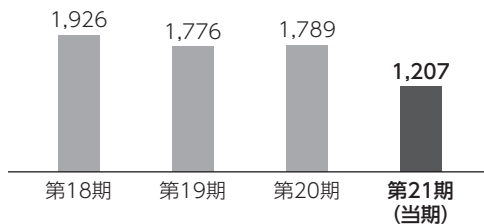
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況（平成29年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サイオテクノロジー株式会社	100 百万円	100.0%	情報システムの開発・基盤構築・運用サポート等
SIOS Technology Corp.	16,965 千米ドル	100.0%	[LifeKeeper] [SIOS iQ] 等の開発・販売・保守
株式会社グルージェント	36 百万円	100.0%	クラウドサービスの開発・販売、情報システムの受託開発
株式会社キーポート・ソリューションズ	100 百万円	100.0%	情報システムのコンサルティングサービス及び開発等
Profit Cube株式会社	100 百万円	100.0%	金融機関向け経営支援システムの開発・販売・保守

- ③ 持分法適用会社の状況（平成29年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社K-ZONE	75 百万円	34.0%	投資情報サイトの運営
BayPOS, Inc.	2,000 千米ドル	49.0%	飲食事業者向けの情報システムの開発・販売・保守

（注）株式会社K-ZONEは、株式会社キーポート・ソリューションズを通じての間接所有となっております。

- ④ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な課題は、①グループ経営の強化、②コンプライアンス経営の強化、③人材の確保、④グローバル展開の推進、⑤技術力の強化と認識しており、具体的には、次に記載する事項に取り組みます。

① グループ経営の強化

当社グループは、持株会社体制のもと、各事業会社において市場環境の変化に対応した迅速な意思決定を行い、グループ各社の高度なノウハウ、専門性を共有・活用することにより、グループ全体としてシナジーの最大化を目指します。また、グループ内に散在する共通の業務やシステムの標準化・集約化を図り、コスト面も含めてグループ価値の最大化を追求してまいります。

② コンプライアンス経営の強化

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保することを通じて、コンプライアンス経営をより一層強化し、公正で透明な事業運営の推進に努めます。

③ 人材の確保

当社グループは、日本国内にとどまらず、米州、欧州、アジア・オセアニア地域等、グローバルに事業活動を展開しております。それぞれの地域で更なる成長を実現するためには、優秀な人材の確保が不可欠です。つきましては、地域に制限を持たず多様な人材の確保を推進してまいります。

④ グローバル展開の推進

当社グループは、米州、欧州、アジア・オセアニア地域等の販売網を拡大し、米国の研究開発を強化することにより、国際競争力を高めます。

⑤ 技術力の強化

IT産業は事業環境の変化が激しく、事業拡大には技術力の強化が不可欠です。積極的な研究開発投資を通じて保有する技術力に磨きをかけ、更なる成長を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業区分	事業内容
オープンシステム基盤事業	<ul style="list-style-type: none"> ・[LifeKeeper] [SIOS iQ] 等の開発・販売・保守 ・Red Hat, Inc.関連商品及びOSS関連商品の販売 ・サポートサービス「サイオスOSSよろず相談室」の提供 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・その他関連製品・サービスの販売・提供
アプリケーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・MFP向けソフトウェア製品の販売 ・クラウドサービス「Gluegentシリーズ」の提供 ・アプリケーション製品の販売 ・情報システムの受託開発 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・金融機関向け経営支援システムの開発・販売・保守 ・その他関連製品・サービスの販売・提供

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

① 当社

名称	住所
本社	東京都港区

② 子会社

会社名	名称	住所
サイオステクノロジー株式会社	本社	東京都港区
	プラチナタワーオフィス	東京都港区
	関西営業所	大阪府大阪市
	中部営業所	愛知県名古屋市
	九州営業所	福岡県福岡市
SIOS Technology Corp.	本社	California, USA
株式会社グルージェント	本社	東京都港区
株式会社キーポート・ソリューションズ	本社	東京都港区
Profit Cube株式会社	本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
418名 (50名)	2名増 (9名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
33名 (10名)	127名減 (17名減)	42.0歳	5.0年

(注) 1. 使用人数が当期に127名減少しておりますが、その主な理由は、平成29年10月1日付で、当社子会社であるサイオステクノロジー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行ったことによるものであります。

2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に吸収分割後3ヶ月間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先および借入額（平成29年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	465百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	135百万円
株式会社りそな銀行	135百万円
株式会社三井住友銀行	75百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,874,400株 (自己株式246,541株を含む。)
- ③ 株主数 4,214名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,593,300株	18.47%
パ ー ソ ル テ ン プ ス タ ッ プ 株 式 会 社	1,500,000株	17.39%
喜 多 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	920,000株	10.66%
日 商 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	746,300株	8.65%
喜 多 伸 夫	208,900株	2.42%
大 塚 厚 志	134,900株	1.56%
近 藤 進 一	132,200株	1.53%
株 式 会 社 S B I 証 券	118,300株	1.37%
富 士 通 株 式 会 社	110,000株	1.27%
坂 本 節 雄	99,000株	1.15%

(注) 持株比率は、自己株式246,541株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末における新株予約権の状況並びに当社役員の保有状況
(平成29年12月31日現在)

名 称	第6回新株予約権 (平成27年5月20日)
新株予約権の数	1,309個
新株予約権の目的となる株式の数	130,900株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の発行価額	5.00円
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき536円
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
役員 の 保 有 状 況	
当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	
保有者数	3名
保有数	208個
目的である株式の数	20,800株
社外取締役 (監査等委員を除く)	
保有者数	1名
保有数	90個
目的である株式の数	9,000株
取締役 (監査等委員)	
保有者数	—
保有数	—
目的である株式の数	—

(注) 1. 第6回新株予約権の行使の条件は、平成27年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定められております。

2. 第6回新株予約権は当社並びに国内子会社の取締役及び使用人に交付されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務の対価として当社役員及び当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	喜 多 伸 夫	最高業務執行役員 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長 SIOS Technology Corp.取締役 BayPOS, Inc.取締役
取 締 役	大 塚 厚 志	専務執行役員 サイオステクノロジー株式会社監査役 株式会社キーポート・ソリューションズ監査役 Profit Cube株式会社監査役
取 締 役	森 田 昇	専務執行役員 株式会社キーポート・ソリューションズ代表取締役社長 Profit Cube株式会社代表取締役会長 株式会社K-ZONE取締役
取 締 役	福 田 敬	SIOS Technology Corp.取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 松 祐 樹	サイオステクノロジー株式会社監査役 株式会社キーポート・ソリューションズ監査役 Profit Cube株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	公認会計士 株式会社fellow代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	長谷川 紘 之	弁護士 片岡総合法律事務所パートナー ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社監査役

- (注) 1. 取締役福田敬氏、古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、日常的な情報収集、社内の重要な会議への出席、内部監査室との連携を密にすることで監査・監督機能を強化するため、平松祐樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員古畑克巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員長谷川紘之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役福田敬氏、古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
6. 藤枝純教氏は、平成29年3月29日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 当社は、平成29年3月29日開催の第20回定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。本移行に伴い、常勤監査役平松祐樹氏、監査役古畑克巳氏、監査役長谷川紘之氏の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款の規定に基づき社外取締役全員と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

③ 社外取締役に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	福 田 敬	当事業年度開催の取締役会21回のうち、21回全てに出席し、社外取締役として、幅広いIT業界の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	当事業年度開催の取締役会（21回開催）、監査役会（7回開催）及び監査等委員会（16回開催）の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
	長谷川 紘 之	当事業年度開催の取締役会（21回開催）、監査役会（7回開催）及び監査等委員会（16回開催）の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。

□. 重要な兼職の状況及び当社との関係（平成29年12月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	福 田 敬	SIOS Technology Corp.取締役
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	株式会社fellow代表取締役社長
	長谷川 紘 之	片岡総合法律事務所パートナー ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社監査役

- (注) 1. SIOS Technology Corp.は、当社の完全子会社であります。
 2. 株式会社fellow、片岡総合法律事務所及びダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社と当社との間には、資本関係及び重要な取引関係はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	5名	91,122千円
(うち社外取締役)	(2名)	(6,750千円)
取 締 役 (監査等委員)	3名	19,350千円
(うち社外取締役)	(2名)	(8,100千円)
監 査 役	3名	4,650千円
(うち社外監査役)	(2名)	(1,650千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年3月29日開催の第20回定時株主総会において年額144,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当分を含まない。）と決議いただいております。
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年3月29日開催の第20回定時株主総会において年額54,000千円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月30日開催の第3回定時株主総会において月額4,500千円以内と決議いただいております。
 5. 当社は平成29年3月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、当事業年度末時点における取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役2名）です。
 6. 当事業年度末時点における取締役（監査等委員を除く）の人員数は4名（うち社外取締役1名）ですが、上記の支給人員との差異は、平成29年3月29日開催の第20回定時株主総会の終結をもって退任した取締役（社外取締役）1名を含めていることによるものであります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35,500千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

(注) 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善に見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

当社は平成29年12月15日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針の一部改定を決議しました。改定後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「誠実・Integrity」を、取締役及び使用人が共有する価値観であるSIOS Values のひとつと定め、SIOS Valuesの浸透に向けた活動を通じ、高い倫理性を持った企業風土の醸成に努める。
 - ② 当社は、コンプライアンス規程を制定するとともに、社長を委員長とし、監査等委員及び内部監査室を特別委員とするコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会は、コンプライアンス体制の確立・強化に向けた施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題・対応状況について取締役会に報告する。
 - ③ 当社は、公益通報者保護規程を制定し、従業員からの通報を受ける社内の通報窓口を当社の法務部に、社外の通報窓口を社外の法律事務所内（弁護士）に設置する。また、公益通報者保護法の趣旨を踏まえて、より広い範囲で通報処理体制を設け、その運用について周知徹底を図り、法令及び定款の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ④ 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ⑤ 内部監査室は、監査等委員会との連携を図り、取締役の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存し、管理する。
 - ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各部門は、様々な業務の運営に係る種々のリスクの識別、分析、評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し、その対応策を立て、それを実施する。
 - ② 内部監査室は、各部門のリスク管理の状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。
 - ④ 不測の事態が発生した場合には、前号の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員に対し、執行役員規程等に定められた範囲で職務の執行を委任し、取締役会及び取締役がその職務の執行を監督し、責任を負う。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員共に任期を1年とすることで、変化と競争の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
- ② 取締役会は、経営上重要な事項について、取締役及び執行役員から定期的に経営状況等の報告を受けることにより、取締役及び執行役員の職務の執行が、関係法規に照らし、善良なる管理者の注意義務を尽くした適切な経営判断となるよう監督する。
- ③ 取締役会は、全社的な目標として年度予算及び方針を決定し、取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
- ④ 取締役及び執行役員は、目標達成に向け、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うよう努める。
- ⑤ 取締役及び執行役員は、取締役会で目標達成に向けた進捗状況を報告し、取締役会は必要に応じ、目標を修正する。
- ⑥ 取締役及び執行役員、その他重要な使用人の業務執行の権限及び責任を明確にするため、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を図る。

(5) 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社子会社に対する管理及び監視体制

当社は、持株会社体制への移行により、グループ内のバックオフィス機能を持株会社に集約し、これまで散在していた共通の業務やシステムの標準化・集約化を図り、ガバナンス・コンプライアンス機能を強化する。また、関係会社管理規程を制定し、原則として経営管理部が子会社を管理するとともに、子会社及び関連会社の取締役または監査役を選任し、その任にあたらせ、業務の適正を監視する。

② 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社における経営上重要な事項について、関係会社管理規程に則り、当社取締役会又は当社代表取締役社長による承認若しくは報告を義務付ける。

③ 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。

ロ. 当社は、当社子会社において不測の事態が発生した場合には、前記イ. の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

ハ. 当社の内部監査室は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

④ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結ベースで年度予算を策定し、その進捗状況は当社取締役会に報告され、取締役会は適時適切に監督を行う。

- ⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、当社子会社に対しても、当社と同様のコンプライアンス体制を運用するよう監督する。
- ロ. 当社の内部監査室は、監査等委員会との連携を図り、当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ① 当社の監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。
- ② 配置に当たっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、当社の監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ③ この場合、当該使用人は監査補助業務に関しては当社の監査等委員会の指示命令に従うものとする。
- (7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、法定の事項、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項やその経過報告が必要な事項について、直接又は業務上の報告体制に基づき、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、当社の監査等委員会が職務の執行に必要な情報の提供を求めた場合には、速やかに対応する。
- ③ 当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告をするための体制
- イ. 当社子会社の監査役は、当社の監査等委員会と報告会を設け、情報の共有化を図る。
- ロ. 当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務又は子会社の取締役にオブザーバーとして出席することができるものとする。
- ハ. 当社の監査等委員会は、直接又は当社のコンプライアンス委員会を通じて、当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者から、必要に応じて、随時報告を受けることができるものとする。
- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、公益通報者保護規程を制定し、直接又はコンプライアンス委員会を通じて当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査等委員会が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、明ら

かに当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員会は、年間の監査計画を策定し、取締役会に報告するとともに、当該監査の実効性の確保のための必要な施策の実施を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役会に対して求めることができるものとする。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員会の監査計画に基づく監査が効率的に実施されるよう、必要に応じて担当部署に対して指示を行うものとする。
- ③ 監査の実効性を確保するため、当社は、以下の方針に基づき、監査等委員会監査の環境整備に努める。
 - イ. 当社の監査等委員会が当社代表取締役社長と定期的に意見交換を実施できること
 - ロ. 当社の監査等委員が監査において必要な社内会議へ出席する機会を不当に制限されないこと
 - ハ. 当社の監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査等委員会の独立性及び透明性を確保すること

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令、社会的規範等の遵守を謳ったコンプライアンス規程を制定するとともに、反社会的勢力排除規程を設け、反社会的勢力及び団体との関係遮断を掲げ、関係排除に取り組むものとする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- イ. 当社は、反社会的勢力排除規程において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力や団体との関係を完全に遮断し、不当な要求には応じないことを明示するものとする。
- ロ. 日常の管理は経営管理部が担当する。

(12) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

- ① 当社は、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うため、財務報告に係る内部統制基本方針書において、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、方針の展開、内部統制の整備・運用及び評価における全社的な管理体制、日程、手続きに関する人員及びその編成並びに教育・訓練の方法等を定めるものとする。
- ② 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下を実施しました。

(1) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社では、監査等委員を除く取締役4名のうち1名は独立社外取締役、監査等委員3名のうち2名は独立社外取締役であり、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっています。取締役会は21回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確

保し、適正性及び効率性を高めることに努めました。また、内部監査室は部門に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員に報告し、代表取締役社長は部門の責任者に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを社員集会等で発信し、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に従い、経営管理部にて子会社の経営管理体制の整備の状況を監視するとともに、当社から各子会社に派遣した取締役及び監査役は業務の適正を監視・監督しています。また、内部監査室は子会社に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員に報告し、代表取締役社長は子会社の社長に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(4) 監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員は取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長との定期的な意見交換、会計監査人及び内部監査室との連携等により、監査の実効性の向上に努めています。監査等委員会設置会社移行前における監査役会は7回、監査等委員会設置会社移行後における監査等委員会は16回開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みは、新規取引先については事前にチェックを行い、継続取引先についても毎年1回チェックを行っています。また、取引先との間で締結する基本契約書では取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を明記するとともに、役職員の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」の提出をルールとしています。

(剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、経営成績、財政状態及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を継続していくことを基本方針としています。

当期の利益配分につきましては、特別損失の計上により当期純損失となったことから、誠に遺憾ではございますが期末配当を見送らせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	4,141,679	流動負債	2,832,779
現金及び預金	2,379,099	買掛金	494,376
受取手形及び売掛金	1,377,939	短期借入金	50,000
仕掛品	27,873	1年内返済予定の長期借入金	133,116
繰延税金資産	55,558	リース債務	4,018
前渡金	139,488	未払法人税等	104,721
その他	161,919	前受金	1,521,761
貸倒引当金	△200	賞与引当金	42,816
		その他	481,967
固定資産	707,515	固定負債	939,607
有形固定資産	169,496	長期借入金	679,039
建物	95,944	繰延税金負債	23,170
工具器具備品	59,618	退職給付に係る負債	212,520
リース資産	13,932	リース債務	11,248
無形固定資産	61,321	長期預り金	11,632
のれん	995	その他	1,996
ソフトウェア仮勘定	8,770	負債合計	3,772,386
その他	51,554	●純資産の部	
投資その他の資産	476,698	株主資本	1,191,070
投資有価証券	192,970	資本金	1,481,520
退職給付に係る資産	35,988	資本剰余金	468,241
差入保証金	220,663	利益剰余金	△654,232
繰延税金資産	958	自己株式	△104,458
その他	35,938	その他の包括利益累計額	△147,584
貸倒引当金	△9,820	その他有価証券評価差額金	34,140
資産合計	4,849,194	為替換算調整勘定	△181,724
		新株予約権	33,321
		純資産合計	1,076,808
		負債・純資産合計	4,849,194

連結損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売上	売上	売上	原	益	高	額		12,470,303
販売	費	及	利	管	価			8,083,444
営	業	業	一	理	金	額		4,386,858
			般	益	費			4,065,997
			収	収	金	額		320,861
			取	利	益			
			配	当	金		6,990	
			受	託	料		712	
			イ	評	益		2,400	
			の	価	他		6,287	
			費	用			3,328	19,719
			利	差	息		4,756	
			合	運	損		5,493	
			組	用	損		3,994	
			の		他		52	14,296
			益	金	額			326,283
			利	益	益			
			約	戻	入	益	1,477	1,477
			損	失	失			
			証	評	価	損	6,803	
			損	損	失	失	800,646	807,450
			前	純	損	金		479,689
			当	損	事	額		141,633
			期	失	業	額		△34,135
			純	金	額			587,188
			損	額				587,188
			親	親	金	額		
			会	会	額			
			社	社	額			
			株	株	額			
			主	主	額			
			に	に	額			
			帰	帰	額			
			属	属	額			
			す	す	額			
			る	る	額			
			当	当	額			
			期	期	額			
			純	純	額			
			損	損	額			
			失	失	額			
			金	金	額			
			額	額	額			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

サイオス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江 下 聖 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイオス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	319,204	流動負債	295,019
現金及び預金	221,457	1年内返済予定の長期借入金	123,120
売掛金	17,414	未払金	32,002
繰延税金資産	8,361	未払費用	18,477
前払費用	49,394	未払法人税等	91,920
その他	22,576	未払消費税等	16,643
		預り金	11,587
		その他	1,267
固定資産	2,466,862	固定負債	1,283,600
有形固定資産	47,053	長期借入金	659,860
建物	39,776	関係会社長期借入金	562,740
工具器具備品	7,277	繰延税金負債	17,626
無形固定資産	5,340	退職給付引当金	30,352
商標権	1,034	関係会社事業損失引当金	1,389
ソフトウェア	3,278	長期預り金	11,632
その他	1,028	負債合計	1,578,619
投資その他の資産	2,414,468	●純資産の部	
投資有価証券	156,307	株主資本	1,164,461
関係会社株式	2,044,858	資本金	1,481,520
関係会社長期貸付金	63,000	資本剰余金	477,664
差入保証金	189,645	その他資本剰余金	477,664
その他	28,406	利益剰余金	△690,264
貸倒引当金	△67,748	その他利益剰余金	△690,264
資産合計	2,786,067	繰越利益剰余金	△690,264
		自己株式	△104,458
		評価・換算差額等	42,330
		その他有価証券評価差額金	42,330
		新株予約権	654
		純資産合計	1,207,447
		負債・純資産合計	2,786,067

損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,507,792
営業収入		
経営管理料	56,000	
関係会社業務受託収入	244,790	
関係会社受取配当金	88,005	388,796
売上高及び営業収益合計		6,896,588
売上原価		4,768,129
売上総利益金額		2,128,459
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,799,519	1,799,519
営業利益金額		328,939
営業外収益		
受取利息	6,240	
業務受託料	5,013	
デリバティブ評価益	6,287	
その他	327	17,867
営業外費用		
支払利息	11,586	
為替差損	9,794	
投資事業組合運用損	3,994	25,375
経常利益金額		321,432
特別利益		
新株予約権戻入益	1,477	1,477
特別損失		
関係会社株式評価損	812,987	
投資有価証券評価損	6,803	
関係会社事業損失引当金繰入額	20	819,812
税引前当期純損失金額		496,903
法人税、住民税及び事業税		107,977
法人税等調整額		9,480
当期純損失金額		614,361

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

サイオス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江 下 聖 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイオス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月20日

サイオス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平松 祐樹 ㊟

監査等委員 古畑 克巳 ㊟

監査等委員 長谷川 紘之 ㊟

(注) 監査等委員古畑克巳及び長谷川紘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネットによる議決権行使について

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますのでご注意ください。) なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にもお答えできません。
3. 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。(次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。)

◎議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. ハードウェアの環境
 - (1) インターネットにアクセスできる状態であること
 - (2) 解像度800×600 (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること
2. ソフトウェアの環境

次のソフトを使用できる状態であること

 - (1) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (2) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™ または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、当サイト上で総会関係資料のご参照、議案内容のご参照をされる場合のみ必要となります。
(Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及 び Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。)

◎インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

- (1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号 0120-652-031 (土日祝日除く 9:00~21:00)

- (2) 上記 (1) 以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター 電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル) (土日祝日除く 9:00~17:00)

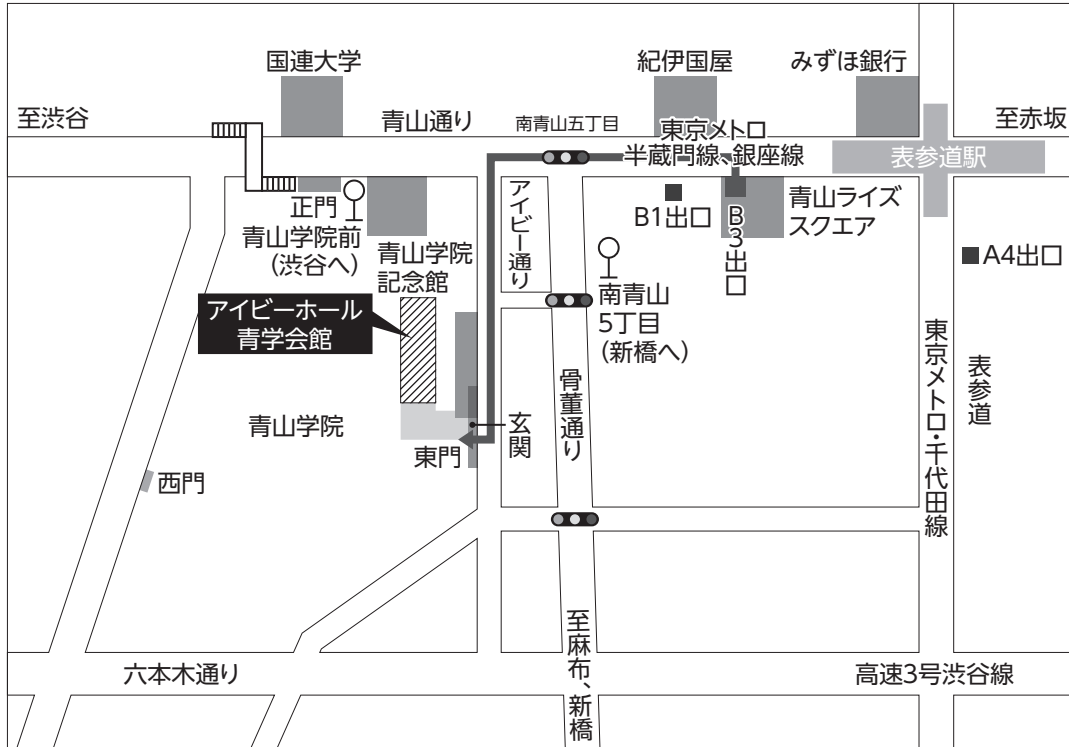
株主総会 会場ご案内

会場

アイビーホール（青学会館） 3階 「ナルド」

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

電話 (03)3409-8181 (代表)



交通

●東京メトロ 銀座線・半蔵門線・千代田線

表参道駅 B1 出口 徒歩約5分

●都営バス

渋谷駅前から新橋駅北口行き 南青山5丁目 下車

新橋駅北口から渋谷駅前行き 青山学院前 下車

※駐車台数に限りがございますので、
なるべく最寄りの交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。